

手続きの流れ（土砂災害対策改修事業補助金）

時期	手続き	内 容
4月～6月	事前協議、申込み ※申込みが多数の場合、抽選となります。	下記の申請書類を提出してください。 ①補助事業申込書 ②対象住宅等の付近見取図
事前申込後	補助金の交付申請	下記の申請書類を提出してください。 ①補助金交付申請書 ②対象住宅の所有者、建築年等が確認できるもの（登録事項証明書、固定資産課税証明書等） ③対象住宅の付近見取図、配置図、立面図、断面図、構造図 ④建築基準法の規定による確認済証の写し（確認の申請が必要な場合に限る。） ⑤対象住宅の2方向以上の現況写真 ⑥土砂災害対策改修事業費（設計書・工事監理費・工事費）の見積書（土砂災害対策改修に併せて、リフォームなどの他の工事を行なう場合は、土砂災害対策改修に係る工事費とその他の工事に係る工事費が内訳として分かるものとしてください。 ※その他に必要な書類を提出していただく場合があります。
申請後	補助金の交付決定	<u>町から交付決定通知書が届いてから、除却、建設・購入の契約を結んでください。</u>
交付決定後	対象住宅の改修の実施	<u>年度内（3月中旬まで）に完了するよう事業を実施してください。</u>
完了後	事業の完了報告	事業完了後、速やかに（かつ年度内）に下記の完了実績報告書を提出してください。 ①事業完了報告書 ②土砂災害対策改修に係る契約書の写し（土砂災害対策改修に併せて、リフォームなどの他の

		<p>工事を行う場合は、土砂災害対策改修に係る工事費とその他の工事費が内訳として分かること。)</p> <p>③土砂災害対策改修に係る領収書の写し及び改修費内訳書（土砂災害対策改修に併せて、リフォームなどの他の工事を行う場合は、土砂災害対策改修に係る工事費とその他の工事費が内訳として分かること。)</p> <p>④土砂災害対策改修工事の写真（施工前・施工中・完了時）</p> <p>⑤建築基準法の規定による検査済証の写し</p> <p>※その他に必要な書類を提出していただく場合があります。</p>
完了報告後	事業の審査及び補助金額の確定	町で事業が適正に実施されたかどうか審査し、適正な実施の確認ができれば、補助金額を確定させます。確定通知後、請求書を提出してください。
補助金額の確定後	補助金の交付	町から指定された口座へ、補助金が振り込まれます。